

共同研究変更契約書

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「甲」という。）と防衛省防衛大学校（以下「乙」という。）とは、２０２２年６月２０日付けで締結した [REDACTED] に係る共同研究契約書（以下「原契約書」という。）の一部を次のとおり変更する契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。

１．原契約書頭書２．を次のとおり変更する。

本共同研究の期間は、２０２２年７月１日から２０２８年３月３１日までとする。なお、必要があるときは、甲乙合意のうえ、この期間を延長することができる。

２．原契約書第２８条を次のとおり変更する。

（契約期間及び残存条項）

第２８条 本契約の有効期間は、本契約２．に定める期間とする。

２ 前項の規定にかかわらず、第８条の規定は同条に定める報告書が提出される日まで有効とし、第１０条から第１９条までの規定は当該条項に定める本知的財産権の権利存続期間中有効とし、第９条第１項及び第２項、第２２条、第２３条、第２６条、第２７条並びに第３０条の規定は本契約終了後も有効とし、第９条第３項の規定は本契約終了後１年間有効とし、第６条、第７条及び第２４条の規定は本契約終了後３年間有効とする。

３．原契約書に第３０条として次のとおり追加する。

（安全保障輸出管理関連法令の遵守）

第３０条 甲及び乙は、本契約に基づき相手方より提供を受けた貨物、情報及び資料（複製物を含む。）並びに研究成果を、輸出又は外国における提供若しくは外国為替及び外国貿易法（昭和２４年法律２２８号。以下外為法という。）第６条第１項第六号に定める非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年１２月２１日付４貿局第４９２号。）の１（３）サ①、②又は③に該当する者（外為法第６条第１項第五号に定める居住者のうち自然人に限る。）への提供を行う場合、外為法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。

４．原契約書別表２を次のとおり変更する。

参加研究員等

【甲】

氏名	乙への派遣	参加期間・(うち乙への派遣期間)

【乙】

氏名	甲への派遣	参加期間・(うち甲への派遣期間)
高田 真志	有	2022. 07. 01-2028. 03. 31 ・ (2022. 07. 01-2028. 03. 31)
※八木 茄津未	無	2022. 07. 01-2023. 03. 31
※大谷内 将至	無	2022. 07. 01-2024. 03. 31
※石井 寿樹	無	2022. 07. 01-2023. 03. 31
※藤澤 太翔	無	2022. 07. 01-2023. 03. 31

5. 本変更契約に定めのない事項については、引き続き原契約書の各条項が適用されるものとする。

本変更契約の証として、本変更契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年3月31日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長 石村 和彦

[印]



乙 神奈川県横須賀市走水1-10-20

防衛省防衛大学校

学校長 久保 文明

[印]

